

あわじ障害者地域活動支援センターきらら 運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、南あわじ市が設置し、社会福祉法人淡路島福祉会が運営するきらら(以下「事業所」という。)において実施する地域活動支援センターの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。

2 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視し、関係市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療・福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あわじ障害者地域活動支援センターきらら
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、40名までとする。

(主たる対象者)

第5条 主たる対象者は、次のとおりとする。

- ア 身体障害者 (18歳未満の者を除く)
- イ 知的障害者 (18歳未満の者を除く)
- ウ 精神障害者 (18歳未満の者を除く)
- エ 難病等対象者 (18歳未満の者を除く)

2 前項に掲げる対象者は、利用者個々の特性を鑑み、必要に応じ医療・保健分野及びその他の障害者関係分野等との十分な連携が図れる者とし、その利用にあつては施設長が決定する。

(施設の利用)

第6条 事業所の営業時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分とする。

2 サービス提供時間は原則として午前9時45分から午後3時45分までとする。

- 3 次に掲げる日については休日とする。但し、変更する場合はその都度、法人と施設長が協議して決定する。
 - ア 土・日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 利用者年末年始休暇（12月30日から1月3日）
- 4 休日については、事業所の月予定表を発行して利用者に連絡する。
- 5 緊急に臨時休日とする場合は次のとおりとして、緊急連絡網で各家庭に連絡をする。
 - ア 午前7時の時点で兵庫県南部地域に警報が発令されている場合。
 - イ 路面凍結、積雪、地震等があった場合。
 - ウ その他施設が危険と判断した場合。

第2章 職員及び職務内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名
 - (2) 嘱託医師 1名
 - (3) 相談支援専門員 3名
 - (4) 支援員 3名
 - (5) 事務員 1名
 - (6) 調理員 ウインズへ委託
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え、又はその他の職員を置くことができる。
 - 3 第1項に掲げる職員は、概ね次に定める職務を担当する。
 - (1) 施設長（管理者）
 - ア 職員及び業務の管理を行うとともに、職員に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - イ 利用希望者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、通所生活上のルール、設備の利用上の注意事項、その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行う。
 - ウ 職務の遂行が困難な場合に備え、職務の代行を行う職員を予め定める。
 - (2) 嘱託医師
 - ア 利用者の健康診断及び施設の保健衛生の管理指導、及び、職員に対しての利用者支援に関する相談業務に従事する。
 - (3) 相談支援専門員
 - ア 利用者の福祉に関する各般の問題に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う基本相談支援及びサービス等利用計画並びに障害児支援利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行う。
 - (4) 支援員

- ア 利用者の入退所、生活相談及び支援業務に従事する。
- イ 利用者の支援に関する具体的な内容を決定し、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び利用者の希望等を考慮に入れ、サービスの提供等を行う。

(5) 事務員

- ア 施設経理全般等、必要な事務を行う。

第3章 利用の開始・中断・終了

(内容、手続き説明及び同意)

第8条 利用の申し込みがあったときは、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事業所を利用する上での規則、設備の利用上の留意事項、その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間について利用申込者の同意を得る。また、説明においては、理解しやすいように行い、安心と信頼感を抱かせるように努める。

(利用の開始)

第9条 事業所の利用は、利用者及び後見人との契約によるものとする。

(利用者の中止及び終了)

第10条 事業所は、次に掲げる場合は就労継続支援B型の提供を中止若しくは終了する。

- (1) 利用者からサービスの提供の中断若しくは終了の申し入れがあった場合
- (2) 利用者が病院又は診療所に入院した場合。
- (3) 利用者が故意又は重大な過失により事業者又は職員若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、施設支援を提供しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (4) 利用者が死亡した場合。
- (5) その他、適切な理由により、中断及び終了が必要であると施設長が判断した場合。

(入院後の取り扱い)

第11条 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合等であつて、おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所を円滑に利用できるようにする。

(サービス提供拒否の禁止)

第12条 事業所の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(サービスの提供困難時の対応)

第13条 利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他、利用申込者に対し事業所が適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介す

る等の適切な措置を速やかに講じる。

第4章 サービスの内容及び利用料

(サービスの内容)

第14条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 創作的活動、生産活動の機会の提供
- (2) 社会との交流の促進
- (3) 相談支援
- (4) 食事の提供
- (5) 健康管理

(利用者負担額等の受領)

第15条 事業所は利用に係る費用の支払いを利用者から受けないものとする。

2 事業所は次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 食材費
- (2) 日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (3) 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあつたては、あらかじめ利用者又は後見人に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び後見人の同意を得るものとする。

3 前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者又は、その扶養義務者に対し交付しなければならない。

4 送迎サービスに係る利用者負担は徴収しない。但し、通常の事業実施地域外で送迎サービスを利用する利用者については、燃料費に係る実費相当額を徴収する。

第5章 運営に関する事項

(サービス利用の留意点)

第16条 利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、利用者の同意を得る。

(心身の状況の把握)

第17条 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を事業所の利用決定を行った市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに、事業所の利用に関する指示に従わないとき。
- (2) 虚偽、その他不正な行為によって事業所によるサービスを受ける、又は受けようとしたとき。

(施設運営概要等の閲覧)

第19条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他、利用申込者のサービスの選択に必要と認められる重要事項を記載した書類を配置して常時閲覧できるように配慮する。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第20条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(秘密保持)

第21条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 事業所の職員（退職職員も含む）は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等に関する個人情報並びに秘密事項を外部に漏らさない。

(苦情解決)

第22条 提供したサービスに関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。苦情解決の概要については、サービスの内容を説明する文書を、事業所内に提示する。

- 2 利用者等からの苦情に関して市町村又は、兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービスに関し、障害者自立支援法第10条第1項（平成17年法律第123号）の規定により兵庫県知事又は市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは照会に応じる。
- 4 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に出来る限り協力する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第23条 事業者は、障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第24条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(衛生管理)

第25条 利用者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

3 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うために、採用時及び年1回以上の健康診断を行う。

(記録の整備)

第26条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを終了した日から5年間保存する。

(情報の提供等)

第27条 事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用できるように情報の提供を行う。

(地域等との連携)

第28条 事業所は、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域交流に努める。

(研修及び資質の向上)

第29条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

(暴力団等の排除)

第30条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

第6章 緊急時における対応

(緊急時における対応方法)

第31条 サービスの提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合、その他、必要な場合は、速やかに嘱託医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時における対応)

第32条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 防災・防火措置として次の事項を実施する。

(1) 関係機関と連絡を密にし、年2回以上の防火設備の点検を実施する。

(2) 消防法に準拠した消防計画を別に定め、自衛消防組織を編成する。

(3) 消防計画に基づき、避難訓練・消火訓練等を定期的実施する。

2 施設長は、前項の措置を万全にするために、直接の責任者を職員の中から決定し、前項の措置を行わせる。

第8章 会計の区分

(会計区分)

第34条 事業所の会計を、その他の事業の会計と区分する。

第9章 雑則

(補則)

第35条 この規程で定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人淡路島福祉会と事業所の施設長との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改定施行する。

あわじ障害者相談支援事業所きらら 特定相談支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、南あわじ市が設置、社会福祉法人淡路島福祉会が運営するあわじ障害者相談支援事業所きらら（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切かつ円滑な指定特定相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立におこなうように努めるものとする。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あわじ障害者相談支援事業所きらら
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（相談支援専門員 兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 3人

相談支援専門員は、利用者の福祉に関する各般の問題に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う基本相談支援及びサービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

- (3) 事務職員 1人

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、8月半ばに3日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定特定相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定特定相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 訪問によるアセスメント
- (4) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成
- (5) サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- (6) 訪問によるモニタリング
- (7) 前各号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、特定相談支援対象障害者等から計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、特定相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して特定相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道10キロメートル未満 300円
- (2) 事業所から、片道10キロメートル以上15キロメートル未満 500円
- (3) 事業所から、片道15キロメートル以上2キロメートルごとに 100円加算

3 事業所は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ特定相談支援対象障害者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得なければならない。

4 事業所は、第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、特定相談支援対象障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第8条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援を提供している特定相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、特定相談支援対象障害者等及び当該指定特定相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市の区域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第10条 事業の対象者は、全障害者及び障害児とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業者は、障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関すること

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した指定特定相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定特定相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定特定相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定特定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、提供した指定特定相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は、都道府県知事、市又は市長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市又は市長に報告するものとする。
- 7 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は

あつせんにできる限り協力するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第 13 条 事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第 14 条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）第一の二の 3」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

(秘密の保持)

第 15 条 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第 16 条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 17 条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止の

ための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、利用者に対し適切な指定特定相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定特定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定特定相談支援を提供した日より5年間保存する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人淡路島福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成25年11月18日から改定施行する。

この規程は、令和5年6月1日から改定施行する。

この規程は、令和6年12月1日から改定施行する。

あわじ障害者相談支援事業所きらら 障害児相談支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、南あわじ市が設置、社会福祉法人淡路島福祉会が運営するあわじ障害者相談支援事業所きらら（以下「事業所」という。）が行う児童福祉法（以下「法」という。）に基づく指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切かつ円滑な指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立におこなうように努めるものとする。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あわじ障害者相談支援事業所きらら
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（相談支援専門員 兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 3人

相談支援専門員は、利用者の福祉に関する各般の問題に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う基本相談支援及び障害児支援利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

- (3) 事務職員 1人

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、8月半ばに3日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
- (2) 地域の障害児通所支援事業者等の情報提供
- (3) 訪問によるアセスメント
- (4) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の作成
- (5) サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- (6) 訪問によるモニタリング
- (7) 前各号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象障害児等から障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、障害児相談支援対象障害児等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道10キロメートル未満 300円
- (2) 事業所から、片道10キロメートル以上15キロメートル未満 500円
- (3) 事業所から、片道15キロメートル以上2キロメートルごとに 100円加算

3 事業所は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ障害児相談支援対象障害児等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得なければならない。

4 事業所は、第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、障害児相談支援対象障害児等に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第8条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象障害児等が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、障害児相談支援対象障害児等及び当該障害児相談支援対象障害児等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市の区域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第10条 事業の対象者は、全障害者及び障害児とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業者は、障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関すること

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した指定障害児相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定障害児相談支援に関し、児童福祉法第24条の34第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定障害児相談支援に関し、児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業所は、提供した指定障害児相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、都道府県知事、市又は市長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市又は市長に報告するものとする。

7 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は

あつせんにできる限り協力するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第 13 条 事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第 14 条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）第一の二の 3」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

(秘密の保持)

第 15 条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第 16 条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 17 条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止の

ための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、利用者に対し適切な指定特定相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定特定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定特定相談支援を提供した日より5年間保存する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人淡路島福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する

この規程は、平成25年11月18日から改定施行する

この規程は、令和5年6月1日から改定施行する

この規程は、令和6年12月1日から改定施行する